

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年3月21日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年2月28日静岡県告示第109号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
矢部興市	富士宮市上稲子字大田和 2650（以上1筆について一部保安林）	富士宮市役所

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年3月21日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年2月28日静岡県告示第110号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
清学	富士宮市大久保字宮沢 690、696	富士宮市役所
建庫住宅株式会社	富士宮市羽鮒字相生 2302	富士宮市役所